

公益財団法人和歌山県市町村振興協会基金積立運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人和歌山県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が設置する市町村振興宝くじの収益金等を原資とした基金の積立て並びに運用について、必要な事項を定めるものとする。

(基金の積立)

第2条 この法人は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ）に係る収益金等をもって和歌山県がこの法人へ交付する当該年度の交付金の額の百分の九十に相当する額及び市町村からの貸付償還元金を、基金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金の会計上の表示は基金積立資産（指定正味財産）とする。

(基金の運用)

第3条 前条の基金の運用は、市町村に対する資金の貸付の方法によるもののほか、公益財団法人和歌山県市町村振興協会資金運用規程によるものとする。

(貸付の種類)

第4条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付とは、地方債の同意等を受けた貸付対象事業に係る一会計年度を超える貸付をいう。

3 短期貸付とは、貸付対象事業（別表1に掲げる災害関連事業に限る。）に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

(貸付対象事業)

第5条 基金の貸付対象事業は、次の各号に定める事業とし、別表1による。

(1) 災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業等

(2) 市町村における整備を要する施設等整備事業

(貸付条件等)

第6条 この規程に定めるもののほか、基金を貸付ける場合の条件等は、別に基金貸付細則を設けこれらに係る必要事項を定める。

(基金運用益の処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、この法人の公益目的事業及び管理運営費に充てるものとする。

2 前項において、この法人の管理運営費（収益事業に按分される額を除く）に充てることができるのは、貸付利息の百分の五十を超えない範囲で、基金の管理に必要な額とする。

(基金の取崩)

第8条 基金は、定款第4条の目的を達成するため行う事業の財源に充てる場合限り、その一部を取崩すことができる。

(基金運用益の積立金)

第9条 基金の運用益を財源とした積立金の会計上の表示は基金積立資産(一般正味財産)とし、積立金から生じる運用益については、市町村振興支援事業に使用するものとする。

2 前項の積立金は、市町村振興支援事業に使用する場合に限り、理事会の決議によりこれを取り崩すことができる。

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人和歌山県市町村振興協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から適用する。

別表1(第4条関係)

基金貸付対象事業

第5条第1号に掲げる事業

- 1 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象に伴う災害に関する事業。
- 2 大規模な火事または爆発等に伴う災害に関連する事業。

第5条第2号に掲げる事業

- 1 歴史上または学術上価値の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業。
- 2 集会施設等、地域連携意識の醸成に資するための事業。
- 3 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業。
- 4 自然災害防止施設等、地域の防災に資するための事業。
- 5 民生施設、環境保全施設等、住民の生活福祉の向上に資するための事業。
- 6 共同研修施設等、市町村職員の資質の向上に資するための事業。
- 7 地域住民の生活基盤の整備に資するための事業。
- 8 その他、特に理事長が必要と認める事業。